令和八年四月現在

久喜市区域指定図

都市計画法第34条第11号に基づく区域

都市計画法第34条第12号に基づく区域

浸水ハザードエリア重ね図

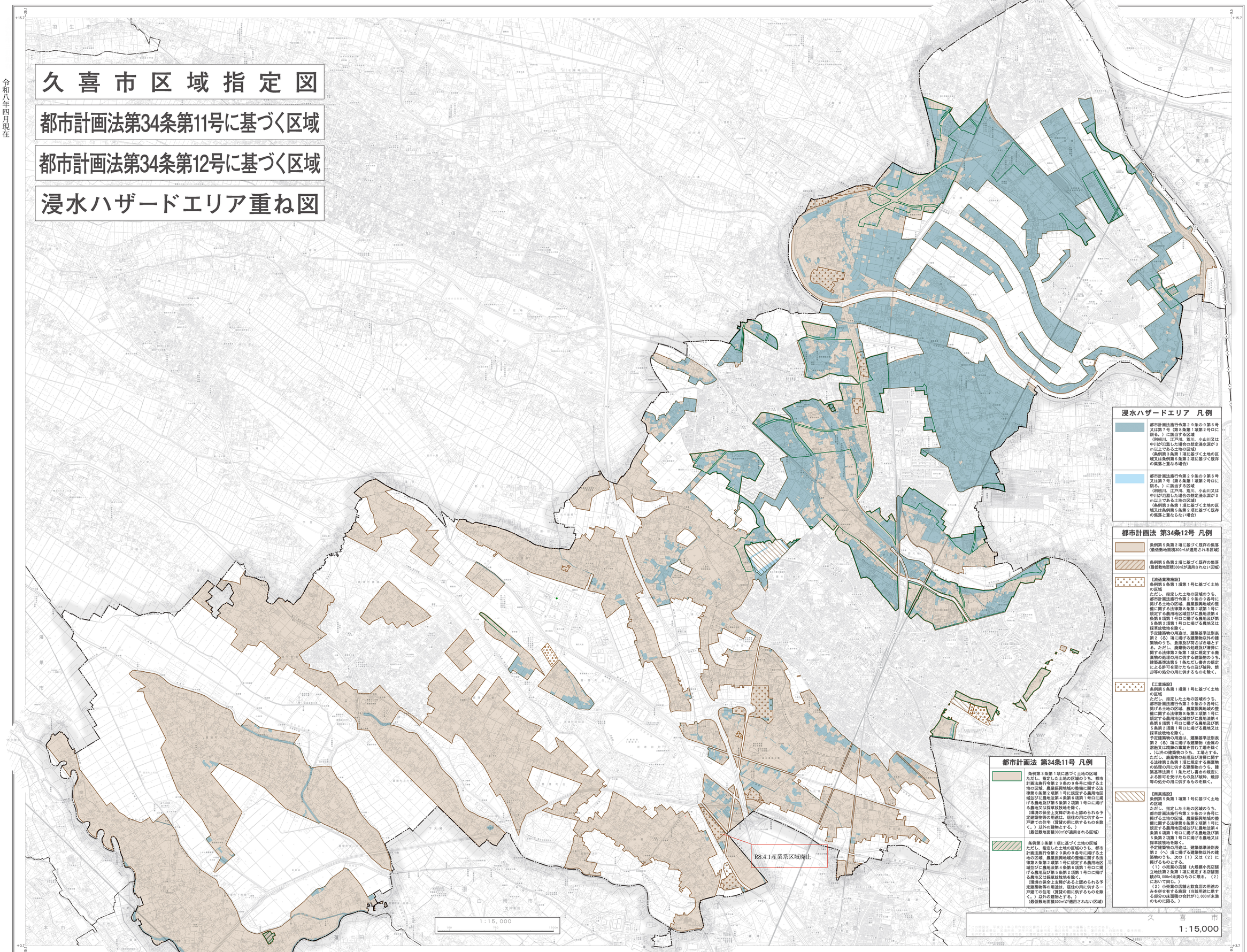

浸水ハザードエリア　凡例

都市計画法施行令第２９条の９第６号又は第７号（第８条第１項第２号ロに掲ぐ。）に該当する区域
（利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が３ｍ以上である土地の区域）
（条例第３条第１項に基づく土地の区域又は条例第５条第２項に基づく既存の集落と重なる場合）

都市計画法施行令第２９条の９第６号又は第７号（第８条第１項第２号ロに掲ぐ。）に該当する区域
（利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が３ｍ以上である土地の区域）
（条例第３条第１項に基づく土地の区域又は条例第５条第２項に基づく既存の集落と重ならない場合）

都市計画法　第34条12号　凡例

条例第５条第２項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用される区域）

条例第５条第２項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

【流通業務施設】
条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域
ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。
予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第５１条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。

【工業施設】
条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域
ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。
予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物（金属の溶融又は精錬の業務を営む工場を除く。）以外の建築物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第５１条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。

【商業施設】
条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域
ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。
予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（へ）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の（１）又は（２）に掲げるものとする。
（１）小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第２条第１項に規定する店舗面積が3,000㎡未満のものに限る。（２）において同じ。）
（２）小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設（当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡未満のものに限る。）

都市計画法　第34条11号　凡例

条例第３条第１項に基づく土地の区域
ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。
（環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）以外の建物とする。）
（最低敷地面積300㎡が適用される区域）

条例第３条第１項に基づく土地の区域
ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。
（環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）以外の建物とする。）
（最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

久喜市
1:15,000

㈱東京チャート株式会社 埼玉営業所
埼玉県川口市西川口1-2-6-4
TEL（048）252-1936